

自主的避難等対象区域（二本松市）所在の申立人が共有持分を有する山林で採取したキノコの販売業を営む申立人の営業損害について、同山林のキノコに出荷制限指示が継続していること等を考慮して、平成27年12月分から平成28年11月分の逸失利益が賠償された事例。

1274

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

営業損害

（2）損害期間

自平成27年12月1日 至平成28年11月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び損害期間についての和解金として、金30万2062円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月29日

（仲介委員 及川雄介）